

第2期川越市子ども・子育て支援事業計画について

(令和元年度第1回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(川越市子ども・子育て会議)資料)

令和元年7月

川越市

1 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 第2期計画策定にあたっての基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制等を示す計画です。

今年度末の計画期間満了に伴い、昨年度実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果などを踏まえ、新たに「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 計画の期間

本計画では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

(3) 計画の位置づけ

現行計画の位置づけを踏襲し、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画）」及び母子保健計画を包含した計画として策定します。

また、改正子どもの貧困対策の推進に関する法律において、策定が努力義務となった「市町村貧困対策計画」について、新たに位置づけを検討したいと考えます。

(4) 計画の策定体制

子ども・子育て支援法第77条に基づく合議制の機関である「子ども・子育て会議」として位置づけられる本分科会において意見を伺いながら策定します。

2 本分科会における策定スケジュール

第1回子ども・子育て会議（令和元年7月31日（水））

- ・計画の概要、計画の構成イメージ など

第2回子ども・子育て会議（令和元年8月20日（火））

- ・計画骨子案、計画掲載事業 など

第3回子ども・子育て会議（令和元年10月上旬）

- ・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第4回子ども・子育て会議（令和元年11月中旬）

- ・計画原案について

—市民意見公募手続き（11月下旬～12月下旬を予定）—

第5回子ども・子育て会議（令和2年2月上旬）

- ・答申調整

——川越市社会福祉審議会委員長から市長へ答申——

第6回子ども・子育て会議（令和2年3月下旬）

- ・策定結果報告

2 計画策定の方向性

1 第2期計画の内容について

(1) 基本理念の継承と「計画の視点」の追加

国の改正基本指針において、趣旨などに変更が予定されていないこと、子ども・子育て会議での意見等を踏まえて定めた基本理念については、第2期計画においても継承させていただくものとする。

一方、第2期計画においては、基本理念の実現に向けて、施策の充実や推進を図るため、新たに「計画の視点」を位置づけていきたい。

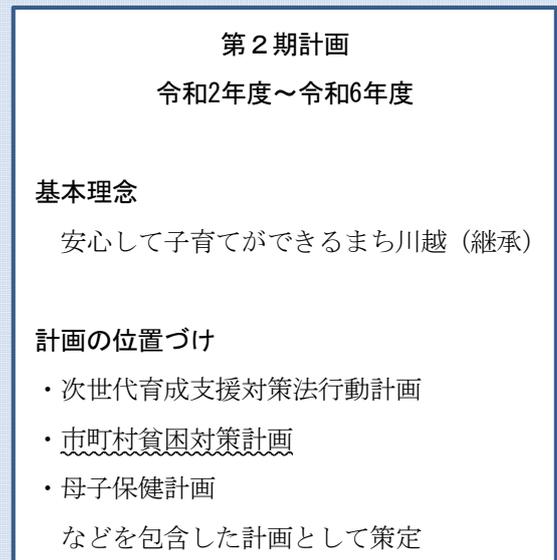
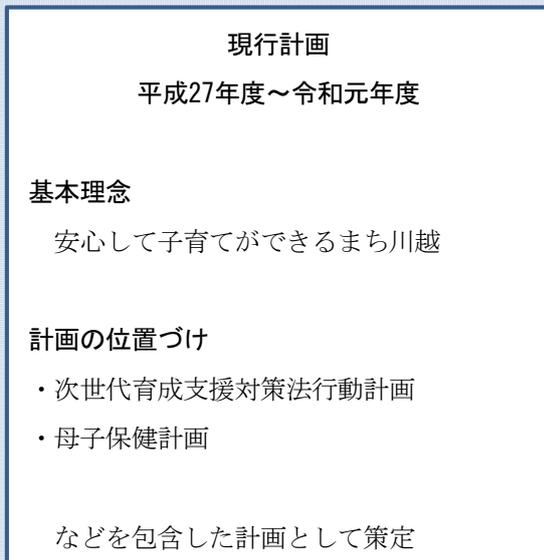
(2) 子どもの貧困対策に関すること

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、昨年度実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査に基づき、適切な見込み量と確保方策を記載するとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正に伴い、市町村貧困対策計画の策定が努力義務となったことを踏まえ、昨年度実施した子どもの生活に関する実態調査等に基づき、本計画に位置づけ策定していきたい。

■第2期計画のイメージ

子ども・子育て支援に関するニーズ調査

子ども・子育て支援に関するニーズ調査
子どもの生活に関する実態調査



3 第2期計画の構成イメージ

記載項目	国の基本指針での位置づけ	掲載の考え方
第1章 計画の策定にあたって 1. 計画策定の背景と目的 2. <u>計画の位置づけ</u> (位置づけ、他計画との関係、対象) 3. 計画期間 4. 策定体制及び推進体制	任意記載事項 ①貧困対策計画の位置づけを検討	○「子ども・子育て支援事業計画」について概要を記載 ○次世代支援対策支援法、母子保健法など、計画の位置づけを記載 ○子ども・子育て会議等による毎年度の点検・評価等について記載
第2章 川越市の現状 1. 子ども・子育て家庭を取り巻く状況(人口、児童数の推移など) 2. 市民の意向(ニーズ調査結果より) 3. <u>子どもの貧困対策の現状</u> (子どもの生活に関する実態調査結果など) 4. 第1期計画の達成状況と課題	任意記載事項 ②子どもの貧困の現状を記載	○子ども・子育ての概況を統計データ、ニーズ調査結果等により記載 ○調査結果など、これまでの取組や現状などを記載 ○第1期計画の達成状況等を記載
第3章 計画の基本的な考え方 1. 計画の基本理念 2. 計画の視点 3. 計画の基本目標(施策体系)	任意記載事項	○子どもに関する考え方を記載 ○基本目標や施策体系等を記載
第4章 子ども・子育て支援の取組・事業 基本目標1～基本目標5	任意記載事項 ③貧困対策に資する取組も位置づけ ④現行計画から4章と5章を入替える	○基本目標ごとの施策、目標事業量等を記載
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業 1. 教育・保育認定について 2. 教育・保育施設について 3. 教育・保育提供区域の設定 4. 教育・保育の量の見込みと確保方策 5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	必須記載事項	○教育・保育提供体制について、区域の設定や区域ごとの事業量を設定し、事業量設定の考え方等を記載
資料編 ・審議経過 等		○子ども・子育て会議での審議経過等を記載

【基本理念】安心して子育てができるまち川越<<継承>>

生まれたばかりの子どもは、自分ひとりでは生きていけない存在です。大人の手を借りてはじめて生命を維持し、人として成長することができます。

その命は、生まれながらにしてさまざまな固有の権利を有し、かけがえのない存在として尊重されることが必要です。

そして子どもは、保護者や多くの人々の愛情に育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合いながら一人の人間として日々成長していきます。

保護者もまた、子どもを生み育てる過程を通じて成長していきます。子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身が成長することで、喜びや生きがいを感じることができます。

子どもが安心して育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての不安や孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会全体で支援していくことが必要です。

本市では、「安心して子育てができるまち川越」を基本理念として、将来を担う子どもたちが歴史と文化に育まれたまち川越で健やかに成長でき、保護者が地域の人々とともに安心して子どもを生み育てることができ、さらに子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指します。

■基本理念における記載事項

- 子ども同士が集団の中で育ち合い、一人の人間として日々成長するための支援
- 子どもの育ちと子育てを行政や地域社会全体で支援
- 子どもが固有の権利を有し、かけがえのない存在として安心して育まれるための支援



■計画の視点（案）

- ①乳児期、幼児期、学齢期ごとに基本目標を構成し、施策の充実を図るための視点を検討
⇒ライフステージに応じた子どもの利益の尊重と生きる力の獲得
- ②子どもの育ちと、子育てを通じた親育ちを地域社会全体で取り組む施策の位置づけを検討するための視点を検討
⇒地域社会全体による子育て・親育ちへの支援
- ③支援が必要な子どもとその家庭に対する適切な支援により、子どもの現在及びその将来が生まれ育った環境に左右されることがないよう施策を推進するための視点を検討
⇒すべての子どもが夢や希望を持ち成長できるための支援

5 施策体系（案）について

【基本理念】安心して子育てができるまち川越《継承》

【計画の視点(案)】

- ①乳児期、幼児期、学齢期ごとに基本目標を構成し、施策の充実を図るための視点を検討
- ②子どもの育ちと、子育てを通じた親育ちを地域社会全体で取り組む施策の位置づけを検討するための視点を検討
- ③支援が必要な子どもとその家庭に対する適切な支援により、子どもの現在及びその将来が生まれ育った環境に左右されないよう施策を推進するための視点を検討

【新基本目標(案)】

- 基本目標1（案）妊娠期からの切れ目ない支援と
親子のふれあいの機会の充実
- 基本目標2（案）幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援
- 基本目標3（案）心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 基本目標4（案）地域と社会で子育てを支える環境づくり
- 基本目標5（案）すべての子どもの未来をつくる取組の推進
- 

基本目標を実現するための施策（案）

基本目標1（案）

妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

- 妊娠期からの切れ目ない支援により、子どもと親の健康の確保・増進に努めます。
- 乳幼児期からの愛着形成を図るため、親子のふれあいの機会の充実を図ります。

基本目標2（案）

幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

- 待機児童の解消とともに、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を図ります。
- 様々なニーズに対応できるよう、多様な保育事業を推進します。
- 子育て支援サービスの充実やきめ細かな情報発信に努めます。

基本目標3（案）

心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 一人ひとりの子どもの個性を伸ばし「生きる力」の育成学校教育の充実に努めます。
- 家庭における教育力を高めるため、家庭教育学級等の充実を図るとともに、体験型学習等を通じて、子どもと親が、地域とふれあうことができる環境・体制整備に努めます。
- 放課後の子どもの居場所づくりを進めます。

基本目標4（案）

地域と社会で子育てを支える環境づくり

- 少子化対策や次代の親の育成を行います。
- 子どもの健全育成の取組や、若者に対する支援を行います。
- 安全な通学路対策や、防犯対策の推進など、安全・安心なまちづくりに努めます。
- 多文化共生に向けて、外国籍市民への支援などに取り組みます。

基本目標5（案）

すべての子どもの未来をつくる取組の推進

- 支援が必要な家庭に対し、日常生活支援や就労による自立を支援する施策の推進に努めます。
- 学習支援や進学支援など、現在及び将来の子どもの可能性を支える取組を実施します。
- 児童虐待の早期発見のため、よりいっそう関係機関との連携を深めるとともに、未然に防ぐ取組の推進に努めます。
- 障害のある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、家庭における日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取組や、各種相談体制等の充実に努めます。